

ジャパンメディカル・トレーナー協会の皆様へ

整体師賠償責任補償制度

ご加入のご案内

本賠償責任補償制度は施設所有(管理)者賠償責任保険(カiproラクティブ特定施術行為不担保特約条項、漏水担保特約条項、保険料不精算特約条項等付帯)で構成されています。保険金のお支払い等は、東京海上日動火災保険(株)の保険約款等に従います。

会員の皆様が日本国内で行った施術業務により、他人の身体障害や財物損壊が生じた結果、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に被る損害を補償します。

保険期間：2023年9月1日午後4時から2024年9月1日午後4時まで

整体師賠償責任補償制度とは

- ①ジャパンメディカル・トレーナー協会の会員の方々を対象とした制度です。
- ②安心して整体施術業務を営んでいただくためにも、会員の皆様に「整体師賠償責任補償制度」へのご加入をお勧め致します。

ジャパンメディカル・トレーナー協会

お問い合わせ先

取扱代理店：東京海上日動パートナーズTOKIO 品川支店

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階
TEL 03-6826-8200 FAX 03-6826-8201

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
担当支店：東京中央支店 専業代理店営業第2チーム

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階
TEL 03-5781-6597

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用下さい。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

整体師賠償責任補償制度

万一の事故のための賠償責任補償制度

○補償額(補償内容・支払限度額)

補償の種類		補償内容・支払限度額	
賠償責任保険	他人(患者さん等)に対する法律上の賠償責任	【身体障害賠償】 1名につき 5,000万円 (対人事故) 1事故につき 1億円 (免責金額1事故につき 1万円)	
		【財物損壊賠償】 1事故につき 100万円 (対物事故) (免責金額1事故につき1万円)	

○保険料表 売上高に応じて保険料が決定します。

(例)売上高が548万円の場合 年間保険料は13,220円になります。

売上高	年間保険料	売上高	年間保険料	売上高	年間保険料
~200万円以下	4,400円	1,200万円超 1,400万円以下	30,850円	2,400万円超 2,600万円以下	57,300円
200万円超 400万円以下	8,820円	1,400万円超 1,600万円以下	35,270円	2,600万円超 2,800万円以下	61,720円
400万円超 600万円以下	13,220円	1,600万円超 1,800万円以下	39,670円	2,800万円超 3,000万円以下	66,120円
600万円超 800万円以下	17,630円	1,800万円超 2,000万円以下	44,080円	3,000万円超 3,200万円以下	70,530円
800万円超 1,000万円以下	22,040円	2,000万円超 2,200万円以下	48,490円	3,200万円超 3,400万円以下	74,940円
1,000万円超 1,200万円以下	26,450円	2,200万円超 2,400万円以下	52,900円	3,400万円超 3,600万円以下	79,350円

保険契約締結時に把握可能な**最近の会計年度等の確定した売上高**に基づいて保険料を算出します。保険期間中および保険契約終了後の売上高による精算は、原則として行いません。

なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

上記保険料表に記載のない売上高の場合の保険料についてはお手数ですが、代理店へお問い合わせください。

ご加入方法

本パンフレットに「整体師賠償責任補償制度 加入依頼書 兼 保険料算出基礎数字申告書」を同封させていただいております。下記手続きに沿ってお手続きをお願いいたします。

- 「整体師賠償責任補償制度 加入依頼書 兼 保険料算出基礎数字申告書」に必要事項を記入し、東京海上日動パートナーズTOKIO 品川支店宛送付をお願いいたします。(売上高が確認できる公表資料・客観的資料の写の添付をお願い致します)
- 保険料は、ジャパンメディカル・トレーナー協会が指定する口座に下記締切日までに振込みをお願いします。

加入依頼書送付締切日:2023年8月11日(金)

中途加入並びに加入内容の変更

期間中随時中途加入を受け付けます。保険料については代理店へお問い合わせください。

中途加入手続き(施設所有(管理)者賠償責任保険(カイロプラクティック特定施術行為不担保特約条項等付)加入依頼書の送付・保険料の一括領収)は毎月15日までに完了していただいた場合、保険期間(補償期間)は翌月1日午前0時から2024年9月1日午後4時までとなります。

また、ご加入内容に変更が生じた場合、取扱代理店へご連絡ください。

◇賠償責任保険 (正式名称:施設所有(管理)者賠償責任保険(カイロプラクティック特定施術行為不担保特約条項等付帯)) 保険金をお支払いする場合

記名被保険者が所有・使用・管理する施術施設、または施術業務の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体・生命の障害または財物の損壊につき、被保険者(記名被保険者(ジャパンメディカル・トレーナー協会会員)、記名被保険者の理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関(記名被保険者が法人の場合)、記名被保険者の使用人、記名被保険者の構成員(記名被保険者が法人以外の社団の場合)、記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人の場合))が他人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【支払い対象となる事故例】

- (1)施設の欠陥や管理不備による事故
- (2)施術業務の遂行に起因し発生した事故

お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

(1)次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払します。

①法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力のために支出された費用

(2)保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・日本国外で発生した事故
- ・被保険者(保険の補償を受けることができる方)と同居する親族に対する賠償責任
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・被保険者の使用人(助手、従事者)が業務従事中に被った身体障害に起因する賠償責任
- ・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち法令により医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者は行なうことが出来ない行為に起因する損害
- ・薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する損害
- ・柔道整復師、はり・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師以外の者が行うことを法令で禁じられた行為に起因する損害
- ・施術結果を保証した等他人との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された賠償責任
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・腫瘍性・出血性・感染性疾患など後記の疾患(次ページご参照)への施術行為に起因する損害
- ・頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術行為に起因する損害
- ・核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)
- ・汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見、通知されたものは、お支払いの対象となります。)
- または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ・石綿または石綿の代替物質等の発がん性など有害な特性に起因する損害
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・仕事の終了(または放棄)後に、仕事の結果に起因して発生した事故による損害。ただし、仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ・サイバー攻撃 等

ご加入の際のご注意

- 告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 補償の重複に関するご注意:補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- 通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- 次回更改契約のお引受け:保険金請求状況等によっては、次回以降の更改契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
- 加入者証:加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し、保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願い致します。

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の原因と状況、受けた損害賠償請求の内容、その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身で、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

- 保険金請求の際のご注意:責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

整体師賠償責任補償制度における施術業務(カイロプラクティック療法)の取扱いは、以下の通りとなっております

以下に定める疾患(徒手調整の手法によって症状を悪化しうる頻度の高い疾患等)に対する施術行為を対象外としております。
腫瘍性・出血性・感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦韌帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎脱臼、不安定脊椎、側湾症、二分脊椎症、脊椎すべり症
また、頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術行為も対象外としております。
長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が軽減もしくは消失しない場合または悪化する場合は、ただちに施術を中止して医療機関において患者様に診断を受けさせることが必要です。

この保険契約では、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の施術でかつ「医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがないもの」を対象としています。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

本保険はジャパンメディカル・トレーナー協会を保険契約者とし、ジャパンメディカル・トレーナー協会会員を記名被保険者とする施設所有(管理)者賠償責任保険(カイロプラクティック特定施術行為不担保特約条項等付)団体契約で、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ジャパンメディカル・トレーナー協会が有します。このパンフレットは施設所有(管理)者賠償責任保険(カイロプラクティック特定施術行為不担保特約条項等付)の内容を説明したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご加入手続き、保険金のお支払い条件、その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会下さい。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明くださいますようお願い申し上げます。

東京海上日動代理店は東京海上日動火災保険㈱との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険㈱と直接契約されたものとなります。